

総合検診の基本健診が「特定健診」に変わります

平成20年度から

健康福祉課健康係【☎028(677)6042】
住民課国保年金係【☎028(677)6038】

皆さんの健康を守り、より効果的に生活習慣病を予防し、増え続ける医療費を抑制するため、40～74歳の人を対象とした健康診断と保健指導は平成20年4月からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診」と「特定保健指導」に変わります。

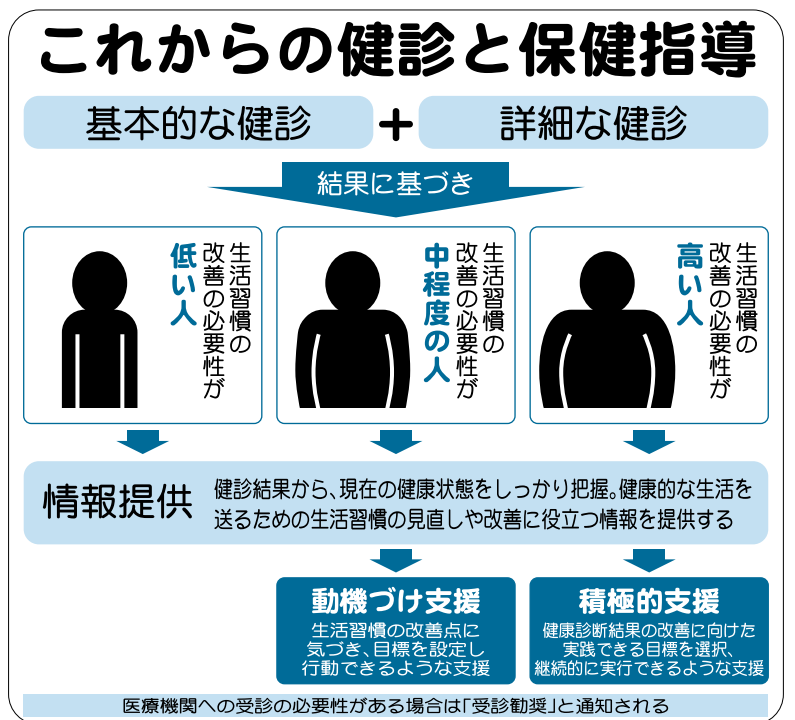
また特定健診対象外の方の健診は、町や栃木県後期高齢者医療広域連合の計画により実施されます。

今まで (平成20年3月まで)	これから (平成20年4月から)
町	実施主体 加入している医療保険 国民健康保険、社会保険、共済保険など
個別の病気の早期発見、早期治療	目的 メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の有病者、予備軍を減少させる
健診結果の伝達、理想的な生活習慣などの情報提供	内容 病気と生活習慣との関連を理解し、生活習慣の改善を自ら行えるように支援

特定健診ってなに？
医療機関にかかる人の多くは生活習慣病（心臓病や脳卒中などの循環器病や糖尿病やその合併症）と言われています。私たちの健康を守るために、生活習慣病の予防はとても大切です。
特定健診では、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームおよびその予備軍を見つけ出します。具体的に

は、腹囲の測定により内臓脂肪の蓄積を調べるとともに、血圧・血糖・コレステロール値などにより生活習慣病の危険度を調べます。
特定保健指導って、どんなところなの？
健診の結果、メタボリックシンドロームまたは、予備軍と判定された人は、その危険度に応じて生活習慣の見直し

の保健指導を受けます。指導の対象となった人には、生活習慣をどのように変えたら肥満を解消できるかを保健師・管理栄養士・医師などから具体的なアドバイスを行います。
※がん検診は今までどおり町で実施します。



お知らせします 芳賀高跡地利用

これまでの経緯と内容

平成16年7月
閉校後の芳賀高校跡地に介護老人保健施設の誘致を県と協議を開始。同時に町が整備に関する基本計画を策定する。

平成17年10月
医療施設と介護老人医療施設の設置は困難との回答。

平成18年4月
町民アンケート実施。芳賀北部4町の有権者の5%を無作為に抽出し、希望する施設のアンケートを実施する。

平成18年8月
町民アンケートの結果をもとに県と協議するが、栃木県保健医療計画や栃木県高齢者保健福祉計画に基づき「医療機関や介護施設の設置は難しい」との回答。

が多い結果となった。

平成18年5月
アンケートの設問項目に医療機関と介護老人施設関係を中心に掲げたため、想定した内容の結果となった。地域住民が希望する施設の実現に向けて、北部4町で県に要望することを確認する。

平成18年8月
町民アンケートの結果をもとに県と協議するが、栃木県保健医療計画や栃木県高齢者保健福祉計画に基づき「医療機関や介護施設の設置は難しい」との回答。

平成19年3月
町民アンケート実施。芳賀北部4町の有権者の5%を無作為に抽出し、希望する施設のアンケートを実施する。

平成19年3月
町民アンケート実施。芳賀北部4町の有権者の5%を無作為に抽出し、希望する施設のアンケートを実施する。

③住宅用地
以上の候補から今後の人口増加を図る施策として、住宅用地整備を進めることになった。

平成18年10月
町議会全員協議会で経緯と跡地を住宅用地として整備する際の進め方について説明。

◎住宅地のイメージ
太陽光発電やエコ給湯、コージェネレーション（熱電同時供給）などを備えた地球に優しい住宅地。また、緑地を多くして「やすらぎと心のゆとり」が生まれる街をイメージ。区画は70～80程度。

平成19年3月
町民アンケート実施。芳賀北部4町の有権者の5%を無作為に抽出し、希望する施設のアンケートを実施する。

平成19年3月
町民アンケート実施。芳賀北部4町の有権者の5%を無作為に抽出し、希望する施設のアンケートを実施する。

平成19年3月に閉校になった栃木県立芳賀高等学校の利用について、町では近隣の町や県教育委員会などと話し合いを行ってきました。
今回は、これまでの経緯と県や町の考え方にについてお知らせします。

医療施設や介護老人施設の設置要望が多いことは十分承知していますが、つぎの理由からこれらの施設の設置は困難な状況です。ご理解をお願いいたします。

■医療施設や介護老人施設の設置ができない理由
栃木県の保健医療に関する基本指針を定めた「栃木県保健医療計画」の中で地域別の基準病床数（ベッド数）が決められています。芳賀町が属する県東中央保健医療圏では、すでにこの基準を超える病床数があり、新規に設置することは困難です。

■今後の進め方
現在、大字単位の座談会を行っていますので、跡地の有効な活用について、ご意見をお願いします。また25ページの封筒を使い、「意見を寄せください」。

介護老人施設に関しては、近年、茂木町に開設した施設に建設同意しており、大規模な医療系の介護老人施設の設置も困難な状況です。

介護老人施設に関しては、近年、茂木町に開設した施設に建設同意しており、大規模な医療系の介護老人施設の設置も困難な状況です。

企画課企画調整係
☎028(677)6012